

(公印省略)
こ発第638号
令和5年1月25日

2歳親子通園児の進路を考える会 会長 様
福岡市地域療育を考える会 会長 様

福岡市長 高島 宗一郎

「未就園障がい児の進路に関する陳情書」について（回答）

貴団体から令和4年8月24日付けで受理しました「未就園障がい児の進路に関する陳情書」について、別紙のとおり回答いたします。

【問い合わせ先】

こども未来局 こども部 こども発達支援課

担当：身深、福原

TEL:711-4178 FAX:733-5883

e-mail:hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

「未就園障がい児の進路に関する陳情書」への回答(令和5年1月25日)

療育センター・療育園について療育環境改善に関する要望

要望A 待機児童の解消

・南部療育センター、民間の療育施設事業所のモデル事業展開等大変感謝申し上げたい。しかしながら引き続き、今後も待機児童の増加が懸念されるため、療育支援センターの新設や定員枠の増加など待機児童の早期解消を検討続けていただきたい。
・療育施設の申し込み時期、エリア等発表の時期を早めてほしい。
・あいあいセンターにあるびよびよ園においても、3歳児以降の進路を継続して通園できるよう希望したい。

障がい児への支援体制の整備につきましては、南部地域における療育環境の整備を進めているところであり、また、今年度より保育所などと並行して通う児童発達支援のモデル事業を実施しております。今後も障がい児への支援体制の整備に努めてまいります。

次に、療育施設の申し込み時期等については、平成30年度に早めており、これ以上早めると、保護者の中には、進路の希望が固まっていない方も多くいるため難しいと考えております。

ただし、知的障がいのある児童の通園について、3歳児以降は、学齢児以降も見据え、生活の場に近いところで支援していく観点から、基本的には障がい児の居住地に応じた児童発達支援センターを利用いただいております。1・2歳児の段階では、こどもの障がい特性に対する親の理解を深めるため、あいあいセンター等で重点的に行っておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

(こども発達支援課)

要望B 民間療育施設の参入

・今年度より始まった並行通園での民間療育施設のモデル事業展開に感謝申し上げたい。もし、福岡市独自の選定基準等あれば教えていただきたい。
・今後も福岡市独自での審査基準(施設人員数や専門的支援等)や更新基準をもとに、福岡市の管理下で、単独通園・並行通園ともに民間の療育施設の受け入れを検討いただきたい。それにより、待機児童の解消につながり、施設間の情報交換や創意工夫で療育に関する福岡市全体の質の向上を図っていただきたい。

今年度のモデル事業者の選定においては、国の指定基準に加えて、福岡市が提示したケース事例をもとに、児童発達支援ガイドラインに沿った個別支援計画が作成出来るかなどを審査しております。

次回のモデル事業については、今年度のモデル事業の評価等を踏まえて検討してまいります。

(こども発達支援課)

「未就園障がい児の進路に関する陳情書」への回答(令和5年1月25日)

要望C ST・OT等専門職員による個別指導や個別相談の充実

・保護者としても言語分野や運動分野は、子どもの発達を考える上で一番気になる部分でもあるため、専門職員を増員し、個別指導や個別相談の機会を増やしていただきたい。
 ・各園に常駐の専門職員を配置していただき、子どもの様子など直接対面して専門的な話を相談できる環境を整えてほしい。

市立通園施設においては、子どもの発達の状態を踏まえ、ST・OT等の専門職による個別指導や個別相談を行うとともに、担任と専門職が連携し、日常の療育全般の支援に取り組んでおります。

保護者からの相談には、担任が適宜対応しており、すぐに対応できない場合は、別の日程や電話対応など柔軟に行っております。

園児の発達状況や保護者ニーズなどを職員間で共有し、通園職員から保護者へ必要な相談支援が行えるように工夫してまいります。

また、民間の児童発達支援センターには、療育センターから専門職を派遣しており、引き続き施設職員の専門的支援技術向上に取り組んでまいります。

(こども発達支援課)

・福岡市内の専門職員による個別指導・個別相談のできるリハビリ施設に関する集約された情報をいただきたい。また、予約人数の拡大やリハビリ施設の新設につながるよう、療育センター、リハビリ施設の連携による相互間での情報整理・提供、リハビリ施設における専門職員の増員を実施していただきたい。

リハビリ施設の情報提供については、医療機関に届出の義務がないため、情報を集約するには限りがありますが、可能な限り必要な情報を提供できるように努めてまいります。

(こども発達支援課)

要望D 兄弟児の託児

・早期療育が推奨されていても、環境が整っていないければ療育に通わせることも困難であり、兄弟児を安心して預けられる環境の整備、障がい児を育てる家族のサポート支援をお願いしたい。
 ・現在の限定的期間から、幼稚園に通うことができるまで兄弟児の託児の期間緩和を検討いただきたい。

療育センター等における兄弟児の託児については、スペースが限られており、他の預かりサービスの対象とならない月齢の子へ実施しております。

引き続き、保育所の一時預かりなど、利用可能な代替サービスの情報提供を行っていきたいと考えております。

(こども発達支援課)

要望E 単独通園に伴う利用時間の延長、延長保育の実施

・子どもにとって最適な進路選択を行う際に、親の就労がもとで選択肢が狭まれないよう、また障がい児を持つ親自身の人生を諦めることもなく、ゆとりのある生活の実現を目指す上で、障がいのある未就学児がいる家庭でも、親が働ける環境の整備をお願いしたい。

・共働き世帯も増えている現在、親が能力を生かす仕事に就くことが出来れば、福岡市にとっても社会全体にプラスに働くのではないかと考えられるため、単独通園の利用時間の延長、もしくは延長保育制度の実施を検討いただきたい。

本市では、障がいや発達の遅れのある児童、医療的ケアを必要とする児童など、特別な支援が必要な児童が、保育施設で、他の児童たちとの生活を通して共に成長できるよう支援するさぼ〜と保育(特別支援保育)を実施しております。

(運営支援課)

幼稚園・保育園との並行通園につきましては、現在、児童発達支援センターの分園において行っており、今年度より保育所などと並行して通う児童発達支援のモデル事業を実施しております。就労と療育の両立ができるように今後も支援体制の整備に努めてまいります。

(こども発達支援課)

「未就園障がい児の進路に関する陳情書」への回答(令和5年1月25日)

保育園・幼稚園への通園に伴う要望

要望A 幼稚園・保育園との並行通園による療育の強化

・進路の会では毎年、幼稚園・保育園との並行通園による療育の強化に伴い、並行通園施設の新設をお願いし続けてきた。令和4年7月より実施されている民間の児童発達支援事業所の設置を試行・検証するモデル事業展開に深く感謝申し上げたい。そこで、この取り組みについて今後の展開を詳しく教えていただきたい。
 ・保護者にとって選択肢が増えるということは、安心にもつながる。福岡市以外では、幼稚園・保育園と児童発達支援の併用は進んでおり、福岡市においても、並行通園できる施設がさらに増えていくことを切にお願いしたい。

幼稚園・保育園との並行通園につきましては、現在、児童発達支援センターの分園において行っており、今年度より、保育所等に通う障がい児を対象とした児童発達支援のモデル事業を開始しており、今後につきましては、モデル事業における評価等を踏まえ、支援の質は保ちながら、多様なニーズに対応できる療育環境の整備を進めてまいります。
 (こども発達支援課)

要望B 幼稚園・保育園・療育施設との連携の強化

・訪問支援事業を幼稚園・保育園へさらに周知徹底していただきたい。そして、障がい児を受け入れた園には、保護者が申し出をしやすい環境づくりをお願いし、訪問支援事業の普及に努めていただきたい。

特別支援保育事業の一環として実施しております訪問支援事業については、保育施設に対しては、研修等の機会に、幼稚園に対しては、幼稚園連盟の総会の機会に、事業内容を説明をするなど、様々な機会を捉えて周知に努めております。
 (運営支援課)

施設支援については、対象施設への制度の周知に努め、また、保育所等訪問支援については、特別支援保育事業利用者や保育所に対して直接ご案内しております。
 引き続き制度の周知に努めてまいります。
 (こども発達支援課)

・療育センターの職員と園の職員と互いに情報交換しつつ、療育の視点から園での子どもとの関わり方を指導するなど、連携体制の強化に努めていただき、子どもが安心して集団生活を送れるような体制を整えていただきたい。

療育センターにおいて、訪問支援保育事業、施設支援、保育所等訪問支援を通して、幼稚園・保育園の支援力向上に努めております。
 今後も、療育センター職員との連携体制強化に努めてまいります。
 (運営支援課・こども発達支援課)

「未就園障がい児の進路に関する陳情書」への回答(令和5年1月25日)

要望C 幼稚園・保育園での障がいを理由による受け入れ拒否の廃止
幼稚園での加配制度の導入

<p>・待機児童の解消と同時に、障がい者に対する理解と支援のお願い及び受け入れ先の確保に努めていただけるようお願いしたい。</p> <p>・保育士、幼稚園教諭、看護師など人材確保の推進を積極的に働きかけていただき、幼稚園・保育園が加配制度をつけやすい、障がい児を受け入れやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。</p>	<p>本市では全保育施設で障がい児を受け入れており、障がい児を円滑に受け入れられるよう、保育士の加配費用の助成や、訪問支援、研修を実施しております。</p> <p>入所の相談や見学時に、誤解を招くような説明がないよう、区役所、保育施設など関係者への周知・徹底を図るとともに、今後も障がい児の受け入れが進むよう、支援の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、幼稚園に対しては、県が加配費用を助成しており、本市も、市独自の上乗せ助成を行うとともに、訪問支援を実施するなど、障がい児の受け入れに関する環境づくりの支援を行っております。</p> <p>(運営支援課)</p>
<p>・周りの環境の影響を受けやすい時期でもあるため、障がい児も健常児とともに成長し、地域社会と関わっていけるようにしてほしい。</p>	<p>本市において、障がいや発達の違いのある児童、医療的ケアを必要とする児童など、特別な支援が必要な児童が、保育施設で、他の児童たちとの生活を通して共に成長できるよう支援するさぽ〜と保育(特別支援保育)を実施しております。今後もより良い支援ができるよう努めてまいります。</p> <p>(運営支援課)</p>

「未就園障がい児の進路に関する陳情書」への回答(令和5年1月25日)

福祉の強化に関する要望

要望A 療育園への入園手続き完了までの期間の短縮化

<p>・診察できる施設を増やし、通園開始までの期間短縮をお願いしたい。 ・手続き窓口を集約して、通園までの契約の簡略化を図っていただきたい。 ・相談の窓口となる小児科や保健師がすぐ支援につながるよう徹底していただきたい。</p>	<p>療育センターの、相談・診断件数の増加に伴う待機期間の長期化についてはこれまで、あいあいセンター等の診察室などの増設や、専門職の増員で対応してまいりました。また、現在、南部地域に新たな療育センターの整備を進めております。 契約の簡略化については、各療育センターにおいて、障がい児通所支援利用補助業務として、受給者証の申請窓口を集約をしております。 (こども発達支援課)</p> <p>乳幼児健診や保健師等の相談対応時には、発育発達の個人差や保護者の意向を踏まえ、区で心理士による面接を実施するほか療育センターを紹介するなど支援を行っております。 引き続き、支援が必要な方が早期に療育につながるよう対応してまいります。 (こども健全育成課)</p>
--	---

要望B 日中一時支援の拡充

<p>・今年度より日中一時支援の対象範囲が全障がい者対象に変更となり、更なる希望者が殺到すると予想されるため、日中一時支援が可能な施設数をもっとふやしていただきたい。 ・利用可能となるまでの手続きに半年ほど要するため、手続きやシステムの簡略化と受給者証発行までの期間短縮も希望したい。 ・受入対象年齢や対象エリア、受入可能条件を設けている事業所がわかる様にリストに記載して欲しい。</p>	<p>・日中一時支援の登録事業所数は年々増加しておりますが、対象者の拡充に伴う利用者数の増加に対応できるように、事業所からの相談時など様々な機会を通じて、新規登録の働きかけを行ってまいります。 ・受給者証につきましては、関係部署と協議を行い、より速やかに交付できるよう努めてまいります。 ・受入対象年齢につきましては、「サービス対象年齢」の欄に「未就学児」「学校に就学している障がい児」と区分して記載しております。対象エリアにつきましては、今後調査を行い、一覧に記載できるよう取り組んでまいります。また、受入可能な条件を設けている事業所につきましても、調査を行い、備考欄に記載するなど、一覧の整備に努めてまいります。 (障がい福祉課)</p>
--	--

要望C 障がい児に関する情報が集約されたハンドブックの作成・同内容の福岡市HPでの公開

<p>・過去2019年度陳情で訴えている飯塚市の『スペシャルサポートガイドブック(障がいがあるお子さんを育てるために)』のような手に取りやすく、障がい児のライフステージに沿って必要な情報が掲載されたハンドブックおよび同内容のHPでの公開を希望したい。</p>	<p>ハンドブックの作成につきましては、早期の完成とHPへの掲載に取り組んでまいります。 (こども発達支援課)</p>
---	--